消費者庁組織図　(案)

資料1

消費者庁（内閣府の外局）

- 消費者庁長官
- 次　　長
- 審議官（2）
- 参事官（2）

＜司令塔部門担当（1）及び執行部門担当（1）＞

課名	業務
総務課（いわゆる官房業務）	人事、会計、法令審査、国会連絡に関する事務など
政策調整課（政策調整の業務）	・関係府省庁との政策調整に関する事務 ・消費者安全法に基づく内閣総理大臣から関係各大臣への措置要求等に関する事務
企画課（企画・立案業務）	・消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等の企画及び立案並びに推進に関する事務（消費者教育を含む。） ・消費者基本法及び消費者契約法に関する事務 ・食品安全基本法や消費者安全法、個人情報保護法に基づく基本方針の策定等に関する事務 ・公益通報者保護制度の基本的な政策に関する事務 ・国際機関、国際会議に関する事務の総括に関する事務
消費者情報課（情報の集約・分析・発信業務）	・消費者問題に関する情報の集約や分析 ・集約・分析結果の取りまとめに関する事務 ・消費者に対する注意喚起に関する事務 ・広報に関する事務 ・地方支援に関する事務 ・国民生活センターに関する事務
消費者安全課（安全関係の法律を所管）	・消費者安全法に係る「すき間事案」の執行業務 ・消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告等に関する事務 ・食品安全基本法のリスクコミュニケーションに関する関係行政機関の事務の調整事務 ・家庭用品品質表示法に関する事務
取引・物価対策課（取引関係、業法関係及び物価関係の法律を所管）	・特定商取引法や預託法に関する事務 ・業法関係の事務（宅建業法、旅行業法、割販法、貸金業法） ・物価に関する事務（国民生活緊急安定措置法、買占め及び売り惜しみ防止法、物価統制令）
表示対策課（表示関係のうち、景表法等を所管）	・景品表示法、住宅品確法、特定電子メール法に関する事務
食品表示課（表示関係のうち、ＪＡＳ法等を所管）	・ＪＡＳ法、食品衛生法、健康増進法に関する事務

＜司令塔部門＞

消費者問題の解決に向けて、消費者行政に関する司令塔機能を果たす。

＜執行部門＞

消費者庁所管法令の執行に関する事務を行う。